

臨海部国際戦略本部働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

〔平成28年12月28日
28川臨臨943号〕

(目的及び設置)

第1条 職員の心と身体 の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の処遇改善等を行いたく確な運用を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、臨海部国際戦略本部働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、臨海部国際戦略本部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、臨海部国際戦略本部事業推進部長をもって充てる。
- 4 本部員は、臨海部国際戦略本部長及び臨海部国際戦略本部事業推進部長を除く課長職以上の者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代

理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、臨海部国際戦略本部事業推進部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。